

川崎市交通局規程第22号

川崎市貸切自動車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦紀

川崎市貸切自動車条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市貸切自動車条例施行規程（平成17年交通局規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「

| | | | |
|-------|--------------|-----|--------|
| 時間制運賃 | 1車1時間につき | 大型車 | 6,580円 |
| | | 中型車 | 5,560円 |
| | | 小型車 | 4,770円 |
| キロ制運賃 | 1車1キロメートルにつき | 大型車 | 160円 |
| | | 中型車 | 140円 |
| | | 小型車 | 120円 |

」

を

「

| | | | |
|-------|--------------|-------|--------|
| 時間制運賃 | 1車1時間につき | 大型車 | 7,190円 |
| | | 中型車 | 6,070円 |
| | | 小型車 | 5,320円 |
| | | 通勤用一車 | 4,740円 |
| キロ制運賃 | 1車1キロメートルにつき | 大型車 | 170円 |
| | | 中型車 | 150円 |
| | | 小型車 | 130円 |
| | | 通勤用一車 | 120円 |

」

に改め、同表備考中「及び小型車」を「、小型車及び通勤用自動車」に、「7メートル以下」を「6メートル以上8メートル以下」に、「29以下」を「33以下」に、「車両をいう」を「車両を、通勤用自動車」とは、車両の長さが6メートル未満で、かつ、旅客席数が14以下の車両をいう」に改める。

第2条第2項第1号の表中「2,430円」を「2,670円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規程第2条の規定は、この規程の施行の日以後に締結する契約に係る貸切自動車の運賃及び料金について適用し、同日前に締結した契約に係る貸切自動車の運賃及び料金については、なお従前の例による。